

太子町各種事業補助金交付規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 4 月 1 日

兵庫県太子町長 沖 汐 守 彦

規則第 14 号

太子町各種事業補助金交付規則の一部を改正する規則

太子町各種事業補助金交付規則（昭和 48 年規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

3	自治会放送施設の新設及び更新	工事費	設計金額	放送機器本体査定事業費 30%以内 最高限度額 30万円 設置工事費一式 査定事業費の 50%以内 最高限度額 50万円	
4	自治会内防犯灯の新設	工事費	設計金額	査定事業費の 60%以内 最高限度額 3万円	
5	自治会内掲示板の新設及び更新	工事費	設計金額	査定事業費の 60%以内 最高限度額 7万円	

」を

「

3	自治会放送	工事費	設計金額	査定事業費の	
---	-------	-----	------	--------	--

施設の新設及び更新		による。	50%以内 最高限度額 80万円	
4 自治会内防犯灯の新設	工事費	設計金額 による。	査定事業費の 50%以内 最高限度額 3万円	
5 自治会内掲示板の新設及び更新	工事費	設計金額 による。	査定事業費の 50%以内 最高限度額 7万円	
6 自治会公会堂及び付帯設備の修繕	工事費	設計金額 による。	査定事業費の 50%以内 最高限度額 10万円	補助金の交付を受けた日から起算して10年の間は申請することができない。
7 自治会公会堂の備品購入	購入費	査定価格 による。	査定事業費の 50%以内 最高限度額 1万円	補助金の交付を受けた日から起算して5年の間は申請することができない。

」に

改め、同表消防施設整備事業の項補助率の欄及び同表土地改良事業の項補助率の欄中「60%」を「50%」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。